

豊岡市障害者福祉タクシー等利用料金助成事業実施要綱

平成17年4月1日豊岡市告示第44号

改正 平成22年3月29日豊岡市告示第72号	平成24年3月28日豊岡市告示第91号
平成25年6月24日豊岡市告示第158号	令和3年3月26日豊岡市告示第90号
令和6年3月25日豊岡市告示第64号	令和7年3月25日豊岡市告示第78号
令和7年9月30日豊岡市告示第281号	

(目的)

第1条 この要綱は、心身に重度の障害がある者に対し、タクシー等の利用料金の一部を助成し、もって重度心身障害者（児）の社会参加の促進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において障害者福祉タクシー等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項第1号に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「タクシー会社」という。）であつて、この事業の実施に関し、市長が委託契約を締結したタクシー会社の運行するタクシー
- (2) 法第3条第1項第1号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が市内で運行する路線バス
- (3) 法第78条第2号又は第3号に規定する市町村運営有償運送のうち、市内を運行する市営バス

(対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級及び2級に該当する者
- (2) 兵庫県療育手帳判定要領（平成元年3月14日障福第1344号県民生部長通知）の規定による療育手帳の交付を受けている者で、その障害程

度が A 判定の者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定による1級に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者から除くものとする。

(1) 兵庫県税条例（昭和35年県条例第63号）第126条第1項第2号から第5号までの規定により自動車税を減免されている者及び豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）第90条第1項の規定により軽自動車税を減免している者

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する社会福祉施設に市長若しくは児童相談所長の措置により入所している者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護及び第10項規定する施設入所支援を受けている者

(4) 市が行う外出支援サービス利用者

(5) 医療機関に入院中の者

（助成の申請）

第4条 助成を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用券の交付）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な審査をし、適當と認めたときは、豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券交付台帳（様式第2号）に登録するとともに、豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券（以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する利用券は、月4枚とし、申請のあった日の属する月から当該年度分を一括交付するものとする。

3 利用者のうち、じん臓機能障害と認定され人工透析療法を受けている

者（医療機関等が行う無料送迎を利用することができる者を除く。）にあっては、前項の規定による交付に加え、月9枚を申請のあった日の属する月から当該年度分を一括交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、利用者が当該年度内に既に利用券の交付を受けたことがあり、かつ、前項に規定する枚数に既に経過した月数を乗じた枚数を当該年度内に既に使用した利用券の枚数が超える場合は、前2項に規定する枚数から当該超える枚数を控除した枚数を交付するものとする。この場合において、月当たりの交付枚数が変更となる場合は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる比率を乗じて得た枚数とする。ただし、1枚未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 第2項に該当する者が第3項に該当する者となった場合 4分の

13

(2) 第3項に該当する者が第2項に該当する者となった場合 13分の
4

5 前項の規定は、当該年度内に外出支援サービス利用券の交付を受けていた場合に準用する。

（有効期限）

第6条 利用券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日とする。

（助成額）

第7条 利用券1枚の助成額は、500円とする。

（障害者福祉タクシー等の利用方法）

第8条 利用者は、1回の乗車につき2枚までの利用券を障害者福祉タクシー等の乗務員に提出し、乗車料金の総額から助成額を控除した額を支払うものとする。ただし、第2条第2号又は第3号に規定するバスを利用する場合に限り、100円単位で利用券を使用することができる。

（紛失、破損等の届出）

第9条 利用者は、利用券を紛失、破損若しくは汚損したとき、又は盗難にあったときは、速やかに豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券紛失等届出書（様式第3号）により市長に届け出るものとする。この場合において、破損又は汚損したときは、その利用券を添えて届け出るものとする。

2 市長は、前項の届出を受けた場合において、利用券が破損若しくは汚損し使用に耐えないとき、又はやむを得ない事情があると認めるときは、利用券を再交付することができる。

(手帳の携行)

第10条 利用者が利用券を使用する場合は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳を携行し、障害者福祉タクシー等の乗務員にこれを提示しなければならない。

(譲渡又は貸与の禁止)

第11条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用券の返還)

第12条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者又はその代理人は、速やかに利用券を市長に返還しなければならない。

- (1) 障害の程度が第3条第1項の各号に該当する状態でなくなったとき。
- (2) 利用者が転出し、又は死亡し、若しくは第3条第2項の各号に該当し、資格を喪失したとき。
- (3) 利用券の有効期限が経過したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用券が不要になったとき。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用券の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

- (1) 偽りその他不実の申請によって利用券の交付を受けたとき。
- (2) 第10条の規定に違反したとき。
- (3) 利用券を不正に使用したと認めたとき。

(利用券の取扱い)

第13条 障害者福祉タクシー等事業者は、利用券に乗車年月日を記入し、月ごとにまとめて市長に提出するものとする。

(利用券の精算)

第14条 市長は、前条の規定により利用券の提出を受けたときは、内容を審査し、適當と認めたものについて利用券に表示された金額の総額（以下「支払金」という。）を障害者福祉タクシー等事業者に支払うものとする。

2 支払金は、利用券の提出があった翌月に支払うものとする。

(支払金の返還)

第15条 市長は、偽りその他不正の手段により支払金の支払を受け、又は利用券を使用したことが明らかになった場合は、支払金（利用券の使用にあっては、支払金に相当する額）の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の福祉タクシー利用料助成事業実施要綱（平成4年豊岡市制定）、竹野町障害者福祉タクシー利用料助成事業実施要綱（平成16年竹野町制定）又は出石町福祉ハイヤー利用料金助成事業実施規則（平成10年出石町規則第24号）の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月29日豊岡市告示第72号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年3月28日豊岡市告示第91号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、この要綱による改正前の豊岡市障害者福祉タクシー利用料金助成事業実施要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年6月24日豊岡市告示第158号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の豊岡市障害者福祉タクシー等利用料金助成

事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日豊岡市告示第90号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月25日豊岡市告示第64号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の豊岡市障害者福祉タクシー等利用料金助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請のあった助成について適用し、同日前に申請のあった助成については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月25日豊岡市告示第78号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日豊岡市告示第281号）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券交付申請書

年　月　日

豊岡市長様

申請者 住所 豊岡市

電話 —

氏名

(対象者との続柄)

豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券の交付を受けたいので、豊岡市障害者福祉タクシー等利用料金助成事業実施要綱第4条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

対象者氏名		年　月　日生 (　歳)
対象者住所	豊岡市	
手帳の種類 及 び 程 度	〈該当するものに○〉 身障 1・2 級 (じん臓機能障害：人工透析療法(血液透析) の有無 有・無) 療育 A 判定 精神 1 級	手帳番号 第 号
障 害 名		

自動車税(軽自動車税)の減免及び外出支援サービスの利用の有無について、社会福祉課が必要な情報を確認することに同意します。また、福祉タクシー等共通利用券利用の有無について、関係機関に情報提供することに同意します。

同意者氏名

対象者について

施設入所(入院中)	有	無
自動車税(軽自動車税)の減免	有	無
外出支援サービスの利用	有	無

以下記入不要

交付該当の有無	有	無
交付方法	窓口	郵送
交付内容	1年分(枚)	箇月分(枚)
利用券番号	NO.	

豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券交付台帳

No.

交付番号	交付年月日	氏名	住所	年齢	手帳番号	障害種別	等級	交付枚数	備考
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神	1級 2級 A	
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		
			豊岡市		第 号	視覚 肢体 知的	・聴覚 ・内部 ・精神		

様式第3号（第9条関係）

豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券紛失等届出書

年　月　日

豊岡市長様

申請者 住所 豊岡市 _____

電話 _____

氏名 _____

豊岡市障害者福祉タクシー等共通利用券について、豊岡市障害者福祉タクシー等利用料金助成事業実施要綱第9条の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

紛失した利用券番号	No.	
利 用 者 氏 名		
届 出 理 由	1 紛失	
	2 汚損、又は破損	
	3 その他 ()	
再交付希望の有無	有	無

以下記入不要

該 当 の 有 無	有	無
交 付 内 容	1年分(枚)	箇月分(枚)
再交付の利用券番号	No.	